平成２１年（フ）第１７１２０号
東京都葛飾区亀有３丁目18―７―1201
債務者　曾根　敦子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７１２６号
東京都新宿区新宿５丁目13―５―301
債務者　永山　摩里（旧姓奥野）
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２７５号
横浜市金沢区並木１丁目16番４―403号
債務者　井上樹一郎
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３７６号
神奈川県相模原市藤野町吉野1342番地11
債務者　山下　直子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第４１７号
神奈川県相模原市清新２丁目11番８号　コーポ織部201
債務者　中島　武美
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第１１９０号
京都府城陽市富野乾垣内42番地の27
債務者　山形　隆裕
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月11日午後４時
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２５号
長野県佐久市塚原943番地２　セレノ佐久平Ａ101、前住所長野県佐久市中込3611番地88クローバーハイツ201
債務者　伊藤　貴弘
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月20日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第１２９号
長野県小諸市乙510番地７　高峰荘215号
債務者　田村　大二
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月20日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第９０１号
東京都日野市平山５丁目27番地の３
債務者　長沼　聡志
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３９２号
神奈川県座間市南栗原６丁目25番45―502号　ジュネパレス座間第６
債務者　樋口　道夫
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３７号
石川県鳳珠郡能登町字宇出津ラ字16番地
債務者　坂　　貴子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午前11時40分
金沢地方裁判所輪島支部

平成２１年（フ）第３８号
石川県珠洲市若山町出田９の部52番地
債務者　畠田　哲夫
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午前11時50分
金沢地方裁判所輪島支部

平成２１年（フ）第１３５号
岡山県津山市上河原359番地５
債務者　中野　富子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月26日午前10時15分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第１３６号
岡山県津山市上河原359番地５
債務者　中野　康次（旧姓澤）
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月26日午前10時15分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第１３７号
岡山県津山市上河原445番地７
債務者　福井　宏樹
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月26日午前10時30分
岡山地方裁判所津山支部